

災害時における帰宅困難者への一時滞在施設の提供に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）とイーグレひめじ管理組合法人（以下「乙」という。）は、災害時において乙が所有又は運営する施設を帰宅困難者のための一時滞在施設として提供することについて、次のとおり協定を締結する

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に、姫路駅周辺地域で発生した帰宅困難者に対して乙が所有又は運営する施設を一時滞在施設として乙が提供することについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 帰宅困難者 災害発生により公共交通機関が広範囲で運行を停止し、当分の間復旧の見通しが立たない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- (2) 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- (3) 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、次条第1項の規定による甲の要請に応じ、別表に定める乙の所有又は運営する施設（以下「施設」という。）のスペース（以下「スペース」という。）を一時滞在施設として提供することに合意する。

2 甲は、前項の規定による合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置をあらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、姫路駅周辺地域内で帰宅困難者が発生した場合であって、当該帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合は、乙に対して、スペースの全部又は一部を一時滞在施設として開設し、かつ、運営することを要請するものとする。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請することとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）

第5条 乙は、要請があった場合は、施設の安全点検を実施することとし、当該安全点検の結果、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能であると判断し、要請を受諾するときは、その旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、要請がない場合においても乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができるものとする。この場合において、乙は、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として3日間を限度とする。

（支援内容）

第6条 乙は、要請を受諾し帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を実施するものとする。

- (1) 一時滞在施設を開設し、運営すること。

- (2) 甲が用意する飲料水、食料、毛布等の備蓄品を帰宅困難者に提供すること。
- (3) 災害に関する情報、公共交通機関の運行状況等の情報を帰宅困難者に提供すること。
- (4) トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行うこと。
- (5) 一時滞在施設として開設している旨を表示すること。
- (6) 前各号に規定する事項を実施するために必要な人員を確保すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、乙が帰宅困難者の受入れ等に関し協力できる事項
(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、原則として、乙が作成する「一時滞在施設運営マニュアル」に沿って一時滞在施設の運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、その旨を乙に連絡した場合
- (2) 施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙又は乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全性を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認められた場合

(守秘義務)

第9条 乙は、一時滞在施設の開設、運営等により知り得た個人情報を、法令で定められる場合を除き、第三者に提供してはならない。第5条4項に規定する受入期間が終了した場合も同様とする。

(費用負担)

第10条 乙は第6条各号の規定に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、当該支援終了後速やかに甲に報告するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、甲乙協議の上決定することとし、甲は、決定した費用を乙に支払うものとする。

(損害)

第11条 乙が第5条1項の規定による受諾をした場合又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。この場合において、当該損害が乙の責によらない場合においては、乙は一切の責任を負わないものとする。

- 2 乙が受け入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合においては、原則として甲が負担するものとする。

(訓練)

第12条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制の確認に努めるものとする。

(平時からの活動)

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのために訓練の実施等を行う場合は、乙に対して支援を行うものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙からも相手方に対し何らの申出もないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する

令和8年（2026年）3月16日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 姫路市本町68番地290
イーグレひめじ管理組合法人
理事長 赤松 光男

別表（第3条関係）

施設名	所在地	一時滞在スペース
イーグレひめじ	姫路市本町63番地290	1 F 共用スペース

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

要 請 書

様

姫路市長

災害時における帰宅困難者への一時滞在施設の提供に関する協定第4条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所 属 : 氏 名 : 連絡先 :
要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要請スペース	
使用人数	人
使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
備考 (特記事項)	